

平成 ●● 年 ● 月 5 日

窓口に提出する日を記入【提出締切日は毎月5日(土日・祝日の場合は、翌日ならびに週明け月曜日)】

弥富市農業委員会長 殿

書士による代理申請の場合に記入

書士による代理申請の場合に記入

事務所住所 ○○市○○町○番○○

申請代理人 行政書士 ○ ○ ○ ○

職印

電話番号 000-0000-0000

と、ここに記入する。

※ この場合、申請人の押印は不要(ただし、書士による契印・割印・捨印は必要)

※ 自身で申請する場合は、全員の押印・割印・捨印が必要(認印で可)

譲渡人 賃貸人 貸付人 その他 (該当人に☑を記入)

譲受人 賃借人 借受人 その他 (該当人に☑を記入)

氏名 ● ● ● ● ㊟

氏名 ■ ■ ■ ■ ㊟

TEL (1111) 111 - 1111

TEL (2222) 222 - 2222

下の欄に記入する

下の欄に記入する

法定代理人を申請に加える場合は、

譲渡(受)人 法定代理人

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○ ㊟

と、ここに記入する。

下記の 農地 採草放牧地 について 所有権 賃借権 使用貸借による権利 その他使用収益権 () を 移転 設定 (期間 年間) したいので、

農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する権利等に☑を記入)

記

法定代理人を申請に加える場合は、上記を参考に記入すること。

全員の捨印

又は

契印

1 申請者の氏名等(該当人に☑を記入)

当事者(権利人)	氏名	年齢	職業	住所
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> その他	● ● ● ●	75	農業	●●市●●町●丁目●番地
<input checked="" type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他	■ ■ ■ ■	55	農業	■●市■●町■丁目■番地

土地登記簿謄本(登記事項全部証明書)の所有者と一致すること。また、現住所を記入する。

ただし、登記事項証明書の住所と現住所が違う場合は、住所証明(住民票など)や精通性が分かるもの(合併に基づく住所変更証明など)を添付記入しきれない場合は、「別紙のとおり」とし、「(別紙1) 申請書の1の欄 申請者の氏名等」を用いて記入し添付する。

2 許可を受けようとする土地の所在地等(土地の登記事項全部証明書を添付)

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者が登記簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
弥富市●●町●●丁目●番地	畑	畑	1,000	8,000,000 (8,000,000/10a)	● ● ● ●		
以下余白				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
計	田						
	畑		1,000				

土地登記簿謄本(登記事項全部証明書)に基づき記入する。

記入しきれない場合は、「別紙のとおり」とし、「(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在地等」を用いて記入し添付する。空白行がある場合は、申請地を記載した行のすぐ次に「以下余白」と記入するか斜線を引くこと。

一時利用指定が行われている場合にあっては、下記のように「一時利用地指定通知書」に基づき、下段に併記する。(朱書又は括弧書)

一時利用地 ○○ほ場							
整備事業 (□□地区)	田	田	950	(/10a)	()		
○○ブロック ○○番							

必ず記入すること。

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細（該当人に☑を記入）

当事者（権利人）	権利移動の事由
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 質貸人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> その他 ()	高齢の為、営農が困難になったから。
<input checked="" type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 質借人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	現在、営農をしている農地に近く、農作業にも都合がよいことから、規模拡大を図る。

事由は、当事者（権利人）別に正しくかつ分かりやすく記入すること。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（該当する内容に☑を記入）

権利の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> その他の使用収益権 ()
権利を移転し、又は設定しようとする時期	<input checked="" type="checkbox"/> 許可日 又は <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
土地の引き渡しをしようとする時期	<input checked="" type="checkbox"/> 許可日 又は <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
契約期間	平成 年 月 日 から 年
備考	なし

すでに契約や支払いなどが完了しており、許可後直ちに権利の移転・設定がされる場合は「 許可日」を「 許可日」とする。許可後に正式契約や代金の支払いをする場合は「」を「」にし、権利を移転・設定する日（予定の日）を記入する。また、賃借権設定の場合は下記のように記入する。ただし、契約期間は最長で50年である。（農地法第19条）

権利の種類	<input type="checkbox"/> 所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借権 <input type="checkbox"/> その他の使用収益権 ()
権利を移転し、又は設定しようとする時期	<input type="checkbox"/> 許可日 又は <input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年 5 月 1 日
土地の引き渡しをしようとする時期	<input type="checkbox"/> 許可日 又は <input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年 5 月 1 日
契約期間	平成 ●● 年 ● 月 ● 日 から 10 年
備考	なし

全員の捺印

又は

契印

及び

割印

5 その他参考となるべき事項

特になし

（記入要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記入し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記入してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、備考欄に水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の裏作の作付に係る事業の概要を併せて記入してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記入事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

	農地面積(m ²)	地目			採草放牧地面積(m ²)	
		田	畑	樹園地		
自作地	8,000	2,000	6,000	0	0	
貸付地	0					
所有地	所在・地番		地目		面積(m ²)	現状・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

● 所有地・所有地以外の土地とともに農地基本台帳等を参考にして記入する。
 なお、本欄の面積には、申請地の面積は含めないこと。

	農地面積(m ²)	地目			採草放牧地面積(m ²)	
		田	畑	樹園地		
自作地	3,000	0	3,000	0	0	
貸付地	0					
所有地以外の土地	所在・地番		地目		面積(m ²)	現状・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

● 所有地・所有地以外の土地とともに農地基本台帳等を参考にして記入する。
 なお、本欄の面積には、申請地の面積は含めないこと。

(記入要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記入してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記入するとともに、その現状・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記入してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田		畑		樹園地		採草 放牧地	合計
	水稲	玉葱						
作付(予定)作物	水稲	玉葱						
権利取得後の面積(m ²)	2,000	10,000						12,000

(2) 大農機具又は家畜

数量	種類	トラクター	田植機 (4条植え)	移植機	軽トラ	
		確保しているもの	所有	45P 1台	1台	
	リース			1台		
導入予定のもの	所有				1台	
	リース					
(資金繰りについて)					●●農協 より借入	

(記入要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記入してください。
- 「確保しているもの」、「導入予定のもの」のそれぞれについて所有又はリースの別に該当欄に記入してください。

● 農業を開始してから現在に至るまでの期間(年)を記入する。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況			
農作業歴	37 年	農業技術修学歴	3 年
		その他()	
② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	1	(農作業経験の状況: 25年の農作業従事)
	増員予定:	無	(農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	無	(農作業経験の状況:)
	増員予定:	無	(農作業経験の状況:)

● 農業高校、農業大学校、農業者大学校、大学農学部等の在学期間の通算を記入する。

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	平均時間
3 km	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 (10) 分

(記入要領)

- 平均時間の「自動車・自転車・徒歩」には、該当する欄に☑を記入すること。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記入してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記入し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第2号関係>

3 信託契約の内容等 (信託の引受により権利が取得される場合のみ記入してください。それ以外は無に「☑」を記入する。)

信託契約の有・無	信託契約の内容 (信託契約が有の場合のみ記入して下さい。)
<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	

● 農協・農地保有合理化法人が信託事業による信託の引き受けをする場合のみ「有」に「☑」を付し、内容を記入すること。

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記入してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

	常時従事者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
世帯員等	ア ■ ■ ■ ■	55	農業	本人	250日
	イ ▲ ▲ ▲ ▲	49	会社員	妻	90日
	ウ 以下余白				
	エ				

● 農地基本台帳等を参考にして、申請者と住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作等に従事する2親等内の親族について記入する。

(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

		作目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	玉葱		←→									←→		
	水稻					←→								
その者が農作業に常時従事する期間	玉葱	ア			追肥	収	穫	←→			←→	←→	定植	
	水稻	イ				←→								
	玉葱	ウ				←→		←→			←→	←→	定植	
		エ												

● 営農計画書を添付し、「営農計画書のとおり」と記入してもよい。

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計
(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = 12,000 (㎡)

● 申請地を含めた農地面積を記入する。

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計
(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = 0 (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記入することに代えて該当するものに☑を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果、所要の面積を下ることとならない。
(「所要の面積」とは、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け又は賃入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに☑を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等により、その土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲作以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため、貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容 = _____、裏作の作付内容 = _____)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

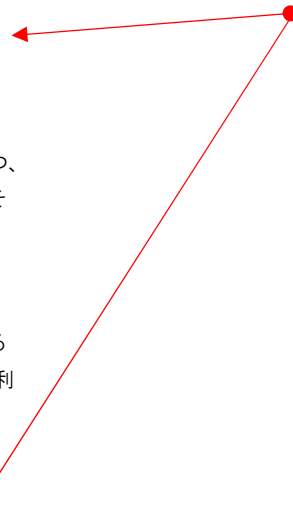
7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記入してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記入してください。)

取得する農地の周囲は畑作地帯であり、取得後もこれまでどおり玉葱の栽培をしますので、周辺の農地に悪影響は及ぼしません。

該当するものに、☑を付すこと。(6も同様)



II 使用貸借権又は賃貸借に限る申請での追加記入事項

権利を取得しようとする者が、農地利用適格法人以外の法人である場合、又はその者又はその世帯委員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記入事項に加え、以下も記入してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適切な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記入してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記入してください。)

① 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。

② 地域の農地の利用調整に協力します。

③ 農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。

<農地法第3条第3項第3号関係>

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

氏名	役職名	その者の耕作又は養畜の事業への従事状況	
		その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む)を行う機関	そのうちその者が該当事業に参画・関与している期間
		年 月	年 月(直近の実績)
			年 月(見込み)
		年 月	年 月(直近の実績)
			年 月(見込み)
		年 月	年 月(直近の実績)
			年 月(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記入事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに☑を付し、Iの記入事項のうち指定の事項を記入するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記入してください。

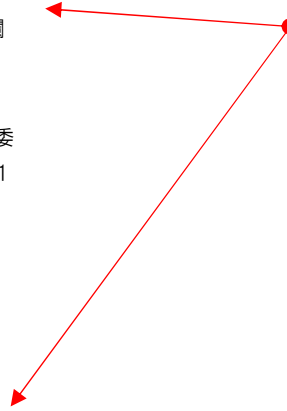
(1) 以下の場合は、Iの記入事項全ての記入が必要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農地利用適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

該当するものに、☑を付すこと。((2)、(3)も同様)



(3) 以下の場合は、Iの2(農地利用適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記入事項を記入してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を養蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

状述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに付帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場所

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況（別添）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	イチゴ	イチゴ直売場の経営	ケーキの製造・販売
権利取得後(予定)	イチゴ	イチゴ直売場の経営	ケーキの製造・販売

譲受人が農地利用適格法人の場合に添付する。
この例は、イチゴを生産する農地利用適格法人がイチゴほ場を10,000㎡から13,000㎡に拡大する場合を想定しており、3条の記入例との関連はないので注意すること。

1-2 売上高

区分	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	50,000	30,000
2年前(実績)	50,000	30,000
1年前(実績)	50,000	30,000
申請日の属する年(実績又は見込み)	65,000	35,000
2年目(見込み)	65,000	35,000
3年目(見込み)	65,000	35,000

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況(組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)を添付してください。)

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人も場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(㎡)		農業への従事状況(年 か月)		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
● × ○ ×	30株	使用貸借権	3,000	12	12	
■ × ■ ×	30株	使用貸借権	3,000	10	10	
● ○ ● ○	20株	使用貸借権	2,000	10	10	
◎ ◎ ◎ ◎	20株	使用貸借権	2,000	10	10	

(記入要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う機関のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記入してください。

議決権の数の合計	100株
農業関係者の議決権の割合	83.3%

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間 : 12 年 か月

(2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
■□商会株式会社	20株	製菓材料販売

ここに記載する関連事業者は、農地法第2条第3項第2号に該当する者である。

議決権の数の合計	20株
農業関係者の議決権の割合	16.7%

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業(労務管理や市場開拓等も含む。)への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況		
			直近実績 (月/年)	見込み (月/年)	農作業従事日数 (日)
ア ● × ○ ×	■市■町■丁目■番地	代表取締役	12	12	290
イ					
ウ					
エ					

(記入要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う機関のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記入してください。

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間： 年 12 か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況
(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「 ←→ 」、見込は「 ←----▶ 」で示してください。)

		作目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	イチゴ						→		←					
	イチゴ	ア	収穫				→		←	育苗	定植			収穫
その者が農作業に常時従事する期間		イ												
		ウ												
		エ												

(記入要領)

- 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に4つの農畜産物の名称を記入してください。
- 「1-1事業の種類」の「関連事業等」とは
 - 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - 農業生産に必要な資材の製造
 - 農作業の委託
 - 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - 農業と併せて行う林業
 - 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記入してください。
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記入し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記入してください。
- 「2(1)農業関係者」には、農事法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記入してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記入してください。
- 「2(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記入してください。

平成 ●●年 ●月 5日

窓口に提出する日を記入【提出締切日は毎月5日(土日・祝日の場合は、翌日ならびに週明け月曜日)】

弥富市農業委員会長 殿

書士による代理申請の場合に記入

書士による代理申請の場合に記入

事務所住所 ○○市○○町○番○○

申請代理人 行政書士 ○ ○ ○ ○

職印

電話番号 000-0000-0000

と、ここに記入する。

※ この場合、申請人の押印は不要(ただし、書士による契印・割印・捺印は必要)

※ 自身で申請する場合は、全員の押印・割印・捺印が必要(認印で可)

譲渡人 賃貸人 貸付人 その他 (該当人に☑を記入)

譲受人 賃借人 借受人 その他 (該当人に☑を記入)

氏名 ● ● ● ● 他 3 名 ㊟

氏名 ■ ■ ■ ■ 他 1 名 ㊟

TEL (1111) 111 - 1111

TEL (2222) 222 - 2222

下記の 農地 採草放牧地

について

- 所有権
 賃借権
 使用貸借による権利
 その他使用収益権 ()

を 移転 設定 (期間 年間) したいので、

法定代理人を申請に加える場合は、

譲渡(受)人 法定代理人

住所 ○○○○○○○○

氏名 ○ ○ ○ ○ ㊟

と、ここに記入する。

農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。(該当する権利等に☑を記入)

記

法定代理人を申請に加える場合は、上記を参考に記入すること。

1 申請者の氏名等 (該当人に☑を記入)

Table with 5 columns: 当事者(権利人), 氏名, 年齢, 職業, 住所. Includes checkboxes for 譲渡人, 賃貸人, 賃借人, 借受人, etc.

土地登記簿謄本(登記事項全部証明書)の所有者と一致すること。また、現住所を記入する。

ただし、登記事項証明書の住所と現住所が違う場合は、住所証明(住民票など)や精通性が分かるもの(合併に基づく住所変更証明など)を添付

記入しきれない場合は、「別紙のとおり」とし、「(別紙1) 申請書の1の欄 申請者の氏名等」を用いて記入し添付する。

ただし、単独の場合は、必ず記入すること。

2 許可を受けようとする土地の所在地等 (土地の登記事項全部証明書を添付)

Table with 6 columns: 所在・地番, 地目(登記簿, 現況), 面積(m²), 対価・賃料等の額(円), 所有者の氏名又は名称, 所有権以外の使用収益権が設定されている場合(権利の種類・内容, 権利者の氏名又は名称). Includes a '計' row at the bottom.

土地登記簿謄本(登記事項全部証明書)に基づき記入する。

記入しきれない場合は、「別紙のとおり」とし、「(別紙2) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在地等」を用いて記入し添付する。

一時利用指定が行われている場合にあっては、下記のように「一時利用地指定通知書」に基づき、下段に併記する。(朱書又は括弧書)

Example table for temporary use designation: 一時利用地 ○○ほ場整備事業 (□□地区) ○○ブロック ○○番. Includes fields for area and location.

農地の合計面積は記入する。

全員の捺印

又は

契印

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細（該当人に☑を記入）

当事者（権利人）	権利移動の事由
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 質貸人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> その他 ()	全員が高齢の為、営農が困難になったから。
<input checked="" type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 質借人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	現在、営農をしている農地に近く、農作業にも都合がよいことから、規模拡大を図る。

事由は、当事者（権利人）別に正しくかつ分かりやすく記入すること。

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（該当する内容に☑を記入）

権利の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 所有権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借による権利 <input type="checkbox"/> その他の使用収益権 ()
権利を移転し、又は設定しようとする時期	<input checked="" type="checkbox"/> 許可日 又は <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
土地の引き渡しをしようとする時期	<input checked="" type="checkbox"/> 許可日 又は <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日
契約期間	平成 年 月 日 から 年
備考	なし

すでに契約や支払いなどが完了しており、許可後直ちに権利の移転・設定がされる場合は「 許可日」を「 許可日」とする。許可後に正式契約や代金の支払いをする場合は「」を「」にし、権利を移転・設定する日（予定の日）を記入する。また、賃借権設定の場合は下記のように記入する。ただし、契約期間は最長で50年である。（農地法第19条）

権利の種類	<input type="checkbox"/> 所有権 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> 使用貸借権 <input type="checkbox"/> その他の使用収益権 ()
権利を移転し、又は設定しようとする時期	<input type="checkbox"/> 許可日 又は <input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年 5 月 1 日
土地の引き渡しをしようとする時期	<input type="checkbox"/> 許可日 又は <input checked="" type="checkbox"/> 平成 29 年 5 月 1 日
契約期間	平成 ●● 年 ● 月 ● 日 から 10 年
備考	なし

全員の捺印

又は

契印

及び

割印

5 その他参考となるべき事項

特になし

（記入要領）

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記入し、定款又は寄付行為の写しを添付（独立行政法人及び地方公共団体を除く。）してください。
- 2 競売、民事調停等による単独行為での権利の設定又は移転である場合は、当該競売、民事調停等を証する書面を添付してください。
- 3 記の4は、権利を設定又は移転しようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、土地の引渡しを受けようとする時期、契約期間等を記入してください。また、水田裏作の目的に供するための権利を設定しようとする場合は、備考欄に水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の裏作の作付に係る事業の概要を併せて記入してください。

農地法第3条の規定による許可申請書（別添）

I 一般申請記入事項

<農地法第3条第2項第1号関係>

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地及び採草放牧地の利用の状況

	農地面積(m ²)	地目			採草放牧地面積(m ²)	
		田	畑	樹園地		
自作地	9,000	2,000	7,000	0	0	
貸付地	0					
所有地	所在・地番		地目		面積(m ²)	現状・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

● 所有地・所有地以外の土地とともに農地基本台帳等を参考にして記入する。
 なお、本欄の面積には、申請地の面積は含めないこと。

	農地面積(m ²)	地目			採草放牧地面積(m ²)	
		田	畑	樹園地		
自作地	3,000	0	3,000	0	0	
貸付地	0					
所有地以外の土地	所在・地番		地目		面積(m ²)	現状・理由
			登記簿	現況		
	非耕作地					

● 所有地・所有地以外の土地とともに農地基本台帳等を参考にして記入する。
 なお、本欄の面積には、申請地の面積は含めないこと。

(記入要領)

- 1 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積を記入してください。なお、「所有地以外の土地」欄の「貸付地」は、農地法第3条第2項第6号の括弧書きに該当する土地です。
- 2 「非耕作地」には、現に耕作又は養畜の事業に供されていないものについて、筆ごとに面積等を記入するとともに、その現状・理由として、「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が〇年間耕作を放棄している」、「～のため〇年間休耕中である」等耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記入してください。

1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地	合計
作付(予定)作物	水稻	玉葱					
権利取得後の面積(m ²)	4,000	10,000					15,000

(2) 大農機具又は家畜

種類		トラクター	田植機 (4条植え)	移植機	軽トラ	
確保しているもの	所有	45P 1台	1台		1台	
	リース			1台		
導入予定のもの	所有				1台	
	リース					
(資金繰りについて)					●●農協より借入	

(記入要領)

- 「大農機具」とは、トラクター、耕うん機、自走式の田植機、コンバイン等です。「家畜」とは、牛、豚、鶏等です。
- 導入予定のものについては、自己資金、金融機関からの借入れ(融資を受けられることが確実なものに限る。)等資金繰りについても記入してください。
- 「確保しているもの」、「導入予定のもの」のそれぞれについて所有又はリースの別に該当欄に記入してください。

● 農業を開始してから現在に至るまでの期間(年)を記入する。

(3) 農作業に従事する者

① 権利を取得しようとする者が個人である場合には、その者の農作業経験等の状況		
農作業歴	37 年	農業技術修学歴 3 年
② 世帯員等その他常時雇用している労働力(人)	現在:	1 (農作業経験の状況: 25年の農作業従事)
	増員予定:	無 (農作業経験の状況:)
③ 臨時雇用労働力(年間延人数)	現在:	無 (農作業経験の状況:)
	増員予定:	無 (農作業経験の状況:)

● 農業高校、農業大学校、農業者大学校、大学農学部等の在学期間の通算を記入する。

④ ①~③の者の住所地、拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間

平均距離	平均時間
3 km	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 (10) 分

(記入要領)

- 平均時間の「自動車・自転車・徒歩」には、該当する欄に☑を記入すること。

<農地法第3条第2項第2号関係> (権利を取得しようとする者が農業生産法人である場合のみ記入してください。)

2 その法人の構成員等の状況 (別紙に記入し、添付してください。)

<農地法第3条第2項第2号関係>

3 信託契約の内容等 (信託の引受により権利が取得される場合のみ記入してください。それ以外は無に「☑」を記入する。)

信託契約の有・無	信託契約の内容 (信託契約が有の場合のみ記入して下さい。)
<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	

● 農協・農地保有合理化法人が信託事業による信託の引き受けをする場合のみ「有」に「☑」を付し、内容を記入すること。

<農地法第3条第2項第4号関係> (権利を取得しようとする者が個人である場合のみ記入してください。)

4 権利を取得しようとする者又はその世帯員等のその行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業への従事状況(「世帯員等」とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいいます。)

(1) その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業へ常時従事している者の氏名等

	常時従事者の氏名	年齢	主たる職業	権利取得者との関係	農作業従事日数
世帯員等	ア ■ ■ ■ ■	55	農業	本人	250日
	イ ▲ ▲ ▲ ▲	49	会社員	妻	90日
	ウ 以下余白				
	エ				

● 農地基本台帳等を参考にして、申請者と住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作等に従事する2親等内の親族について記入する。

(2) その者の農作業への従事状況 (該当する期間(実績又は見込み)を「←→」で示してください。)

		作目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	玉葱		←→									←→		
	水稻					←→								
その者が農作業に常時従事する期間	玉葱	ア			追肥	収	穫	←→			←→	←→	←→	
	水稻	イ				←→								
	玉葱	ウ				←→		←→			←→	←→	←→	
		エ												

● 営農計画書を添付し、「営農計画書のとおり」と記入してもよい。

(「農作業に常時従事する期間」とは、その期間、必要な農作業(耕うん、播種、施肥、刈取り等)にいつでも従事できる状態にあることをいいます。)

<農地法第3条第2項第5号関係>

5-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(一般)

(1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計
(権利を有する農地の面積+権利を取得しようとする農地の面積) = 15,000 (㎡)

● 申請地を含めた農地面積を記入する。

(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計
(権利を有する採草放牧地の面積+権利を取得しようとする採草放牧地の面積) = 0 (㎡)

5-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況(特例)

以下のいずれかに該当する場合は、5-1を記入することに代えて該当するものに☑を付してください。

- 権利の取得後における耕作の事業は、草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものである。
- 権利を取得しようとする者が、農業委員会のあっせんに基づく農地又は採草放牧地の交換によりその権利を取得しようとするものであり、かつ、その交換の相手方の耕作の事業に供すべき農地の面積の合計又は耕作若しくは養畜の事業に供すべき採草放牧地の面積の合計が、その交換による権利の移転の結果、所要の面積を下ることとならない。
(「所要の面積」とは、都府県で50aです。ただし、農業委員会が別に定めた面積がある場合は当該面積です。)
- 本件権利の設定又は移転は、その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき、当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得するものである。

<農地法第3条第2項第6号関係>

6 農地又は採草放牧地につき所有権以外の権原に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者(賃借人等)が、その土地を貸し付け又は賃入れしようとする場合には、以下のうち該当するものに☑を付してください。

- 賃借人等又はその世帯員等の死亡等により、その土地について耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないため、一時貸し付けようとする場合である。
- 賃借人等がその土地をその世帯員等に貸し付けようとする場合である。
- 農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体がその土地を農地売買等事業の実施により貸し付けようとする場合である。
- その土地を水田裏作(田において稲を通常栽培する期間以外の期間稲作以外の作物を栽培すること。)の目的に供するため、貸し付けようとする場合である。
(表作の作付内容 = _____、裏作の作付内容 = _____)
- 農地所有適格法人の常時従事者たる構成員がその土地をその法人に貸し付けようとする場合である。

<農地法第3条第2項第7号関係>

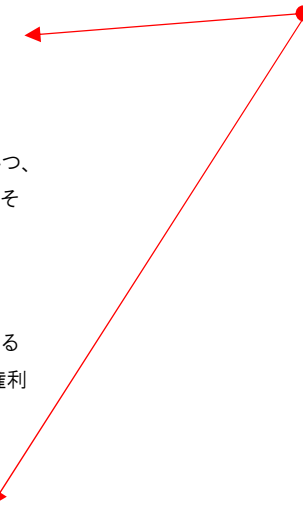
7 周辺地域との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響を以下に記入してください。

(例えば、集落営農や経営体への集積等の取組への支障、農薬の使用法の違いによる耕作又は養畜の事業への支障等について記入してください。)

取得する農地の周囲は畑作地帯であり、取得後もこれまでどおり水稻の栽培をしますので、周辺の農地に悪影響は及ぼしません。

該当するものに、☑を付すこと。(6も同様)



II 使用貸借権又は賃貸借に限る申請での追加記入事項

権利を取得しようとする者が、農地利用適格法人以外の法人である場合、又はその者又はその世帯委員等が農作業に常時従事しない場合には、Iの記入事項に加え、以下も記入してください。

(留意事項)

農地法第3条第3項第1号に規定する条件その他適切な利用を確保するための条件が記載されている契約書の写しを添付してください。また、当該契約書には、「賃貸借契約が終了したときは、乙は、その終了の日から〇〇日以内に、甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復することができないときは、乙は甲に対し、甲が原状に復するために要する費用及び甲に与えた損失に相当する金額を支払う。」、「甲の責めに帰さない事由により賃貸借契約を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対し賃借料の〇年分に相当する金額を違約金として支払う。」等を明記することが適当です。

<農地法第3条第3項第2号関係>

8 地域との役割分担の状況

地域の農業における他の農業者との役割分担について、具体的にどのような場面でどのような役割分担を担う計画であるかを以下に記入してください。

(例えば、農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守、獣害被害対策への協力等について記入してください。)

<p>① 地域の水利調整に参加し、取り決めに遵守します。</p> <p>② 地域の農地の利用調整に協力します。</p> <p>③ 農薬の使用方法等について、地域の防除基準に従います。</p>

<農地法第3条第3項第3号関係>

9 その法人の業務を執行する役員のうち、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の氏名及び役職名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

氏名	役職名	その者の耕作又は養畜の事業への従事状況	
		その法人が耕作又は養畜の事業(労務管理や市場開拓等も含む)を行う機関	そのうちその者が該当事業に参画・関与している期間
		年 月 日	年 月(直近の実績)
			年 月(見込み)
		年 月 日	年 月(直近の実績)
			年 月(見込み)
		年 月 日	年 月(直近の実績)
			年 月(見込み)

Ⅲ 特殊事由により申請する場合の記入事項

10 以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに☑を付し、Iの記入事項のうち指定の事項を記入するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記入してください。

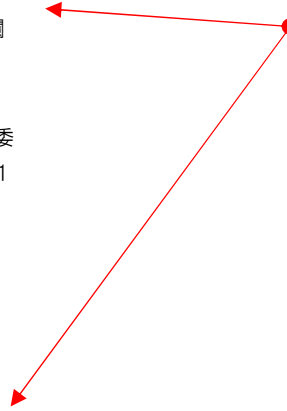
(1) 以下の場合は、Iの記入事項全ての記入が必要です。

- その取得しようとする権利が地上権(民法(明治29年法律第89号)第269条の2第1項の地上権)又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合
(事業・計画の内容に加えて、周辺の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整の状況を「事業・計画の内容」欄に記載してください。)
- 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同項の委託を受けることにより農地又は採草放牧地の権利を取得しようとする場合、又は、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が、同法第11条の31第1項第1号に掲げる場合において使用貸借による権利若しくは賃借権を取得しようとする場合
- 権利を取得しようとする者が景観整備機構である場合
(景観法(平成16年法律第110号)第56条第2項の規定により市町村長の指定を受けたことを証する書面を添付してください。)

(2) 以下の場合は、Iの1-2(効率要件)、2(農地利用適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記載事項を記載してください。

- 権利を取得しようとする者が法人であって、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地における耕作又は養畜の事業がその法人の主たる業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められる場合
- 地方公共団体(都道府県及び地方開発事業団を除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を公用又は公共用に供すると認められる場合
- 教育、医療又は社会福祉事業を行うことを目的として設立された学校法人、医療法人、社会福祉法人その他の営利を目的としない法人が、他の営利を目的としない法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 独立行政法人農林水産消費安全技術センター、独立行政法人種苗管理センター又は独立行政法人家畜改良センターがその権利を取得しようとする農地又は採草放牧をその業務の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

該当するものに、☑を付すこと。((2)、(3)も同様)



(3) 以下の場合は、Iの2(農地利用適格法人要件)、5(下限面積要件)以外の記入事項を記入してください。

- 農業協同組合、農業協同組合連合会又は農事組合法人(農業の経営の事業を行うものを除く。)がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を養蚕共同飼育の用に供する桑園その他これらの法人の直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供すると認められる場合
- 森林組合、生産森林組合又は森林組合連合会がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその行う森林の経営又はこれらの法人の直接若しくは間接の構成員の行う森林の経営に必要な樹苗の採取又は育成の用に供すると認められる場合
- 乳牛又は肉用牛の飼養の合理化を図るため、その飼養の事業を行う者に対してその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成して供給し、又はその飼養の事業を行う者の委託を受けてその飼養の対象となる乳牛若しくは肉用牛を育成する事業を行う一般社団法人又は一般財団法人が、その権利を取得しようとする農地又は採草放牧地を当該事業の運営に必要な施設の用に供すると認められる場合

(留意事項)

状述の一般社団法人又は一般財団法人は、以下のいずれかに該当するものに限ります。該当していることを証する書面を添付してください。

- ・ その行う事業が上述の事業及びこれに付帯する事業に限られている一般社団法人で、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体その他農林水産大臣が指定した者の有する議決権の数の合計が議決権の総数の4分の3以上を占めるもの
 - ・ 地方公共団体の有する議決権の数が議決権の総数の過半を占める一般社団法人又は地方公共団体の拠出した基本財産の額が基本財産の総額の過半を占める一般財団法人
- 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社がその権利を取得しようとする農地又は採草放牧地をその事業に必要な樹苗の育成の用に供すると認められる場所

(事業・計画の内容)

農地所有適格法人としての事業等の状況（別添）

<農地法第2条第3項第1号関係>

1-1 事業の種類

区分	農業		左記農業に該当しない事業の内容
	生産する農畜産物	関連事業等の内容	
現在(実績又は見込み)	イチゴ	イチゴ直売場の経営	ケーキの製造・販売
権利取得後(予定)	イチゴ	イチゴ直売場の経営	ケーキの製造・販売

譲受人が農地利用適格法人の場合に添付する。
この例は、イチゴを生産する農地利用適格法人がイチゴほ場を10,000㎡から13,000㎡に拡大する場合を想定しており、3条の記入例との関連はないので注意すること。

1-2 売上高

区分	農業	左記農業に該当しない事業
3年前(実績)	50,000	30,000
2年前(実績)	50,000	30,000
1年前(実績)	50,000	30,000
申請日の属する年(実績又は見込み)	65,000	35,000
2年目(見込み)	65,000	35,000
3年目(見込み)	65,000	35,000

<農地法第2条第3項第2号関係>

2 構成員全ての状況(組員名簿又は株主名簿の写しを添付してください。また、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合には、当該承認会社であることを証する書面及びその構成員の株主名簿の写し(その有する議決権を記載したもの)を添付してください。)

(1) 農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者、農地保有合理化法人、地方公共団体、農業協同組合、投資円滑化法に基づく承認会社等)

氏名又は名称	議決権の数	構成員が個人も場合は以下のいずれかの状況				
		農地等の提供面積(㎡)		農業への従事状況(年 か月)		農作業委託の内容
		権利の種類	面積	直近実績	見込み	
● × ○ ×	30株	使用貸借権	3,000	12	12	
■ × ■ ×	30株	使用貸借権	3,000	10	10	
● ○ ● ○	20株	使用貸借権	2,000	10	10	
◎ ◎ ◎ ◎	20株	使用貸借権	2,000	10	10	

(記入要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う機関のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記入してください。

議決権の数の合計	100株
農業関係者の議決権の割合	83.3%

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間 : 12 年 か月

(2) 関連事業者(法人から物資の供給又は役務の提供を受けている者等)

氏名又は名称	議決権の数	取引関係等の内容(法人との連携について農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合は、法律の名称、当該認定を受けた年月日、認定計画の期間満了日及び取引関係等の内容)
■□商会株式会社	20株	製菓材料販売

ここに記載する関連事業者は、農地法第2条第3項第2号に該当する者である。

議決権の数の合計	20株
農業関係者の議決権の割合	16.7%

(留意事項)

- 1 関連事業者がいる場合には、その法人とその構成員との間で締結された契約書の写し等その構成員が関連事業者であることを証する書面を添付してください。
- 2 「農商工連携法等の法律に基づく認定」は、食品流通構造改善促進法(平成3年法律第59号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成21年法律第25号)のいずれかに基づく認定です。
- 3 「農商工連携法等の法律に基づく認定を受けた場合」には、いずれかの認定を受けたことを証する書面の写しを添付してください。

<農地法第2条第3項第3号関係>

3 理事、取締役又は業務を執行する役員全ての状況

(1) 農業(労務管理や市場開拓等も含む。)への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況		
			直近実績 (月/年)	見込み (月/年)	農作業従事日数 (日)
ア ● × ○ ×	■市■町■丁目■番地	代表取締役	12	12	290
イ					
ウ					
エ					

(記入要領)

「農業への従事状況」には、その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う機関のうちその者が当該事業に参画・関与している期間を記入してください。

その法人が農業(労務管理や市場開拓等も含みます。)を行う期間： 年 12 か月

(2) 「農作業への常時従事」が有ると記載された理事、取締役又は業務を執行する役員の農作業への従事状況
(該当する期間を役員等ごとに、直近実績は「 ←→ 」、見込は「 ←----▶ 」で示してください。)

		作目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
その行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業の期間	イチゴ						→		←					
	イチゴ	ア	収穫				→		←	育苗	定植			収穫
その者が農作業に常時従事する期間		イ												
		ウ												
		エ												

(記入要領)

- 「1-1事業の種類」の「生産する農畜産物」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に4つの農畜産物の名称を記入してください。
- 「1-1事業の種類」の「関連事業等」とは
 - 耕作又は養畜の事業に関連する次に掲げる事業
 - 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - 農業生産に必要な資材の製造
 - 農作業の委託
 - 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - 農業と併せて行う林業
 - 農事組合法人が行う共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業です。
- 「1-2売上高」の「農業」欄には、法人の行う耕作又は養畜の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」欄に記入してください。
「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記入し(実績のない場合は空欄)、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記入してください。
- 「2(1)農業関係者」には、農事法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第5条に規定する承認会社が法人の構成員に含まれる場合には、その承認会社の株主の氏名又は名称及び株主ごとの議決権の数を記入してください。
複数の承認会社が構成員となっている法人にあつては、承認会社ごとに区分して株主の状況を記入してください。
- 「2(2)関連事業者」の「取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記入してください。

※ 記入欄が不足した場合の添付例

(別紙1) 申請書の1の欄 申請者の氏名等 (該当人に☑を記入)

当事者(権利人)	氏名	年齢	職業	印	住所
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	● ● ● ●	80	農業	印	●●市●●町●丁目●番地
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	● ● ▲ ▲	82	農業	印	●●市●●町●丁目●番地
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	● ● ■ ■	75	会社員	印	■■市■■町■■丁目■■番地
<input checked="" type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	● ● ○ ○	73	農業	印	■■市■■町■■丁目■■番地
<input type="checkbox"/> 譲渡人 <input checked="" type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	■ ■ ■ ■	55	農業	印	■■市■■町■■丁目■■番地
<input type="checkbox"/> 譲渡人 <input checked="" type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	■ ■ □ □	50	農業	印	■■市■■町■■丁目■■番地
<input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()	以下余白				
<input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()					
<input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()					
<input type="checkbox"/> 譲渡人 <input type="checkbox"/> 譲受人 <input type="checkbox"/> 賃貸人 <input type="checkbox"/> 賃借人 <input type="checkbox"/> 貸付人 <input type="checkbox"/> 借受人 <input type="checkbox"/> その他 ()					

※ 二枚目と別添の間に添付

● 「別紙のとおり」と記入したことによって、申請者全員の内容を記入すること。
土地登記簿謄本(登記事項全部証明書)の所有者と一致すること。また、現住所を記入する。
ただし、登記事項証明書の住所と現住所が違う場合は、住所証明(住民票など)や精通性が分かるもの(合併に基づく住所変更証明など)を添付

● 空白行がある場合は、申請地を記入した行のすぐ次に「以下余白」と記入するか斜線を引くこと。

全員の捺印

又は

契印

及び

割印

※ 記入欄が不足した場合の添付例

(別紙) 申請書の2の欄 許可を受けようとする土地の所在地等

所在・地番	地目		面積(m ²)	対価、賃料等の額(円) [10a当たりの額]	所有者の氏名又は名称 [現所有者が登記簿と異なる場合]	所有権以外の使用収益権が設定されている場合	
	登記簿	現況				権利の種類、内容	権利者の氏名又は名称
弥富市●●町●●丁目●●番地	田	田	800	6,400,000 (8,000,000/10a)	● ● ● ●		
弥富市●●町●●丁目●●番地	田	田	200	1,600,000 (8,000,000/10a)	● ● ● ●		
弥富市●●町●●丁目●●番地	田	田	300	2,400,000 (8,000,000/10a)	● ● ▲ ▲		
弥富市●●町●●丁目●●番地	田	田	300	2,400,000 (8,000,000/10a)	● ● ▲ ▲		
弥富市●●町●●丁目●●番地	田	田	400	3,200,000 (8,000,000/10a)	● ● ■ ■		
弥富市●●町●●丁目●●番地	田	田	500	4,000,000 (8,000,000/10a)	● ● ■ ■		
弥富市●●町●●丁目●●番地	田	田	500	4,000,000 (8,000,000/10a)	● ● ○ ○		
以下余白				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
				(/10a)	()		
計	田		3,000				
	畑						

※ 二枚目と別添の間に添付

● 土地登記簿謄本(登記事項全部証明書)に基づき記入する。

● 空白行がある場合は、申請地を記入した行のすぐ次に「以下余白」と記入するか斜線を引くこと。

全員の捺印

又は

契印

及び

割印